

教育予算拡充に関する要請行動

1. 文科省 6月23日(火) 11:00~

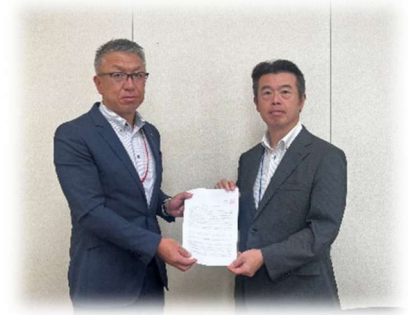
(1) 出席者

堀野 晶三大臣官房学習基盤審議官

小澤 英雄初等中等教育局財務課企画調査係長

酒井 祐子初等中等教育局幼児教育課企画係長

塩田 将之初等中等教育局初等中等教育企画課調査係長



(左:丹野書記長、右:堀野審議官)

(2) 主な要請内容

○教育予算について国際的に求められる GDP 比6%、政府予算総額の 20%とすること。

○いわゆる高校無償化、給食費無償化について財源の確保を行うこと。

高校無償化については「私立志向」の加速、都市部への集中といった懸念が現実のものとして表面化している。また、外国につながる子どもや保護者が申請の際に困難で支援を要することなども鑑み、申請を必要としない制度とすること。朝鮮学校をはじめとした外国および専門校等を適用としていくこと。子どもたちのゆたかな学びの保障のために高校にも 35 人学級を拡大していくこと。

(3) 学校現場の実態を交えた説明

○学校の働き方改革の推進におけ、少数職種も含めた教職員定数改善、スタッフ職の拡充、部活動の地域移行のための財源等の支援を确实かつ迅速に行うこと。

○幼稚園教員について、給特法等改正にあたり子ども・子育て新制度によって処遇改善がはかられていることから教職調整額の増率を行わないとされた。改善されているかについて文科省は調査するとしていることから、調査によって改善されていないのであれば改善すること。

○教育予算について、地方財政措置されるものでも自治体によっては教育の予算とまらないこともある。国の教育予算を増額し、自治体が確実に教育に使える予算を確保すること。

○中学校へ35人学級を拡大する際、持ち授業時間数が増えたり教室が確保できなかつたりという実態があった。安心して35人学級を拡大していくためにも定数改善や教室の配備についてすすめること。

○事務職員等の時間外勤務手当について、実際は抑制の効果が強く、配当以上を超えては請求ができない実態がある。「見える化調査」でも事務職員の時間外勤務が11~13時間程度と出ているということは、6%では足りないということ。日教組としても時間外勤務手当を実績通りに請求することを強く求めていくが、予算の配当は他の一般職と同程度まで引き上げ、適切に支給すること。

○部活動の地域移行について、教職員の在校時間を抑えなければ兼職兼業は厳しいと感じている。指導員が見つからないというところもあれば土日は地域でやっているところもあり、既に差が広がってきている。子どもたちの活動の機会を減らさないためにも国が旗を振って地域移行をすすめること。

(4) 主な回答

- ① 定数改善について文科省としては、教科担任制の充実や中学校35人学級の実施を含めて令和10年度までの新たな定数改善計画による定数改善をすすめているところ。その上で今後の教職員定数の更なる改善を始めとした指導運営体制の整備のあり方について、新たな定数改善計画の進捗や働き方改革のとりくみ状況、また中教審で議論がすすめられている教員養成のあり方、次期学習指導要領に関する議論の状況等を踏まえ、幅広く検討を行っている。

令和8年度予算において、教育業務支援員について全ての小・中学校への配置に加え、業務量の多い学校への重点配置を可能とするなど、多様な支援スタッフの充実等に必要な予算を計上することで各教育委員会における支援スタッフの配置に係るとりくみを支援している。

- ② 令和7年度に完成した小学校の35人学級に続いて、令和8年度から中学校35人学級を段階的に実施しており、まずはこれを着実にすすめていく。その上で高等学校の35人学級を含む今後の中長期的な学校における指導体制のあり方については高校教育改革の状況や、現在中教審で議論がすすめられている教員養成のあり方、次期学習指導要領に関する議論の状況等も踏まえ、幅広く検討を行っている。

- ③ 幼稚園教諭について、人事院勧告を踏まえた公定価格増額分の全額を確実に賃金の改善に充てるよう各自治体を通して事業者等に要請するほか、保育所等の経営情報の見える化において、教職員の給与状況等を明らかにするなど透明性の向上を図っている。実態を踏まえて必要な支援が行われるようとりくんでいく。幼稚園教諭等の処遇については子ども・子育て支援制度と私学助成の双方で継続的に改善を行っている。

また養護教諭等については、幼稚園設置基準において、養護教諭および事務職員を置くように努めなければならない旨が規定されており、設置基準の趣旨や教職員の業務量等も踏まえ、設置者において適正に配置されるものと考えている。

- ④ 給与改善について、令和7年に給特法を改正し給特法制定以来50年ぶりに教職調整額の率を変更し、令和12年度までに10%まで順次引き上げた。教職調整額の引き上げに合わせた管理職の業務の改善、職務や勤務状況に応じた処遇とするための学級担任への義務教育等特別手当、教員特別手当の加算などを全般的な教師の処遇改善を図っているところである。引き続き、これらのとりくみを着実にすすめていく。

事務職員について、令和6年度における義務教育費国庫負担金の執行実績をもとに試算すると時間外勤務手当の支給割合は約5%であり、一般行政職の財源措置の7%を下回っている状況であると承知しており、直ちに引き上げる状況にはないと考えている。まずは適切に働いた時間を申請していただき、その実績も踏まえこちらも検討を行っていく所存である。

(5) 日教組参加者

丹野 久 書記長

薄田 綾子 政策局局长

安村 咲希 政策局書記、